

議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会9月総会

日 時 令和4年9月28日(水)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 指定第11号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第12号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第13号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第4 | 報告第14号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第5 | 議案第23号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第6 | 議案第24号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第7 | 議案第25号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第8 | 議案第26号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 第9 | 報告第15号 | 四万十町農業委員会活動報告について |
| 第10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 欠席 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 欠席 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 欠席 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 武市 敏男 | 32. 欠席 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 欠席 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 12 竹村 加壽子 | 15 竹内 純 | 22 西井 健夫 | 30 澤田 憲男 | 32 山本 奨一 |
| 35 山崎 力 | 37 佐々木 通 | 38 秋田 公幸 | | |

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

稲刈り真っ最中の忙しい中、今日このようにたくさんの皆さん方に集まっていたくださり、誠にありがとうございます。9月に入りまして、台風も何個か行き過ぎました。雨も結構降っております。

また、朝晩めっきり涼しくなりましたが、いろんな要因がありまして、稲刈りの方もまだまだ遅れておる状況だと思えます。まだの方も頑張っていたきたいと思えます。

台風14号が18、19日に来ましたが、大型の台風で、範囲が広い台風でしたので、早くから風が吹いて、最後の吹き返しまで2日ぐらい続けて雨風が続いたという状況で、水害は比較的なかったと思えますが、稲が倒れたとか結構災害がありましたので、この件につきましては、その他の件で、各地区の代表の方に被害状況を後で、報告を宜しくお願ひしたいと思えます。

この9月になりまして、この体制になってから1年が過ぎまして、2年目に突入いたしました。

これから来年にかけて以前にも言っておりましたが、人・農地プランが地域計画という形になりました。その中でタブレットがまだ届いておりませんが、タブレットを利用いたしまして、農地を将来こういった形で作っていきこう。守って行こう。というような形の目標地図の作成とかもございまして。これは農林水産課、また関係機関と一緒に進めていく案件でございまして、色々と煮詰めてから、皆さんにはどういうふうに動いてもらおうとか、どういう形にお願ひをするか、もう少し待っていただいて、その結果も報告しながら、前に進めて参りたいと考えておりますので、その節は、皆さんどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

コロナの方もだいぶ落ち着いてきたんですが、一時期は2,000人とか3,000人近いそんな数がありましたか、今は300人とか100人とかいう数になっています。少なくなってきましたが、昨日からですが、全数把握をしないという状況になりました。

今年の秋から冬にかけてインフルエンザが流行するんじゃないかと言われておりますので、コロナとインフルエンザ、両方気をつけながら生活していただきたいと思えます。稲刈りが残っている方へ天気が続くことを祈って無事に刈取りが終わることを祈っております。それでは9月総会に入っていきますので、よろしくお願ひします。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会9月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は、議席番号3番 廣井栄治委員にお願ひします。

ご起立をお願ひします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

3番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員 ～ 朗読 ～

議長 本日の会議に、12番 竹村加壽子委員、15番 竹内純委員、22番 西井健夫委員、30番 澤田憲男委員、32番 山本奨一委員、35番 山崎力委員、37番 佐々木通委員、38番 秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員14名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

 それでは、議事に移ります。

 日程第1、指定第11号「会期の決定について」を議題とします。

 お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会9月総会の会期は、令和4年9月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

 次に、日程第2、指定第12号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に1番 下元弘章委員と31番 武市敏男委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第13号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第13号 「農地法第3条の3の規定による届出について」をご報告いたします。議案書は、3ページです。件数につきましては、窪川地域の1件になります。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

 番号1番 土地の所在地、西川角字行佛山270番2、地目、畑、面積607㎡、以下15筆あり、合計16筆で、面積が11,906㎡です。届出日 令和4年8月26日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

 相続した農地の現況については、整備されている農地もありますが、山林になっていたり、原野状態の農地もあります。現況が農地では無い農地については相続人の方にお知らせをしています。説明は以上です。

議長 報告第13号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です

が何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 13 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 14 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 14 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 4 ページをご覧ください。今月は窪川地域から 1 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。大井野字スゲタ 513 番、地目、田、面積、363 m²、外 1 筆あり合計 462 m²です。申請地は、20 年以上前より耕作しておらず、現在は山林となっております。令和 4 年 8 月 17 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

議長 報告第 14 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。11 番 土居稔委員。

11 番 申請人と所有者がそれぞれ書いてあるんですけど、どういう関係があるのでしょうか。

事務局 こちらの方、非農地証明を出し、地目変更した後、この申請の方が買い取られる予定となっております。

議長 他に何かありませんか。
特になければ、報告第 14 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。議案書は 5 ページです。申請地の位置は、添付資料の 3 ページからご覧ください。件数につきましては窪川地域の 1 件、西部地域 1 件の計 2 件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番からご説明します。土地の所在地、見付字カヤノ木 745 番 1、地目、畑、面積、425 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積、482 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号2について説明します。土地の所在地、小野字曾我ノ上ミ 1043 番、地目、田、面積、1,836 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稻を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第23号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。20番 中城康子委員。

20番

1番について9月26日に譲受人、譲渡人に確認致しました。現地確認をしましたが、現況は畑であるということを確認しています。少し草が茂ってましたけど、譲受人の方はちゃんと耕作をして、野菜をたくさん作って販売もしたいという話をしておりました。譲受人は農地を有効的に効率的に利用して野菜を作る予定だそうです。譲受人は農作業に従事しております。周辺農地につきましては、高速道路の下にありますけど、隣に迷惑をかけるようなことはないと思います。譲渡人は譲受人が高速で立ち退きになった為、野菜を耕作する畑がなくなったということで譲渡するということになったようです。

雑草が生えてきておりますが、譲り受けたらきれいにして耕作をして販売するという話をしておりました。以上です。

議長

続きまして、番号2番。13番 武内道則委員。

13番

2番について説明いたします。先日、双方の方にお話を伺ってきました。まず現況は田であり、周辺農地に迷惑をかけていないこと、また年間150日以上というよりも350日ぐらいこの方田んぼや畑で草引きを頑張っておる方でございます。問題ないです。

この譲渡人の方は、24年ほど前に、大阪に仕事に行き住んでおりました、こちらに戻る気はないということで、この農地はその時の24年前から現在の譲受人の方が耕作しておるということです。何年か前から、売買の相談をしておったそうですが、譲受人の方もだいぶ高齢になってきたので、買うのは遠慮していたそうですが、他に買う人もおらんからしょうがないので、買おうかと言う事で売買に至ったということです。

譲受人の方81歳と高齢ですが、これ見て僕びっくりしたんですけど、とても私よりも元気とやる気のある方でございまして。問題ないと考えます。以上です。

議長

議案第23号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 24 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 24 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 6 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1、添付資料は 5 ページから 7 ページです。申請地は、3 筆。土地の所在、平串字高尾 991 番 20、地目、畑、面積 118 m²、同所字同 991 番 22、地目、畑、面積 17 m²、同所字同 993 番 18、地目、畑、面積 71 m²。合計 3 筆、206 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、高速道路の用地買収に伴い現在の住宅が立ち退きとなるため、現住宅から近く、自己所有地である本申請地に、新たに一般住宅を新設するものです。

農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、6 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、家庭菜園及び物干しスペース、車両の進入路などを整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側及び東側は自己所有の農地、西側は宅地、南側が山林となっており、特に影響はないものと考えております。土地の造成計画については、北側の自己所有農地の一部を 1.2m 切土し、整地後全面砂利敷きとします。進入計画については、西側の高速道路設置に伴う新設の側道、土地利用計画図では進入経路と書かれている部分から、申請地の 991 番 22 へ進入します。側道との取り付け工事等は特にありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透。汚水は汲み取り式で、雑排水は新設の側溝を設置し、同じく既存の排水路へ排出します。

資金計画については、高速道立ち退きによる補償金などにより、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 24 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。29 番 石田芳秋委員。

29 番 9月25日に、現在はこの家に申請人の姉に当たる方が住んでいます。その、現在の居住者に話を伺いました。最初の高速道路の計画当初は立ち退きの対象にならなかったけど、交通事故が多い関係とか、なんとかそういう関係で高速道路が拡がるということで、今回また対象になったという話でした。

すべて周りがこの申請人の土地になってますので周りへの影響はないと判断しました。

必要最低限の計画で問題ないと、判断しました。

さっきも言いましたように、周りが全部申請人の土地ですので、周囲の方に迷惑をかけることもないと判断致しました。以上です。

議長 議案第24号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第24号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第24号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第25号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書は9ページから、添付資料については8ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和4年10月3日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議・決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

件数につきましては窪川地域が3件です。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。なお、今回は全て設定をうけるものが農地中間管理機構となります。

少しまとめて説明します。番号1、土地の所在地、興津字中新開3140番、地目、田、面積、925㎡。以下1筆あり、合計2筆、面積1,387㎡です。

番号2 土地の所在地、興津字岡ノ前 3823 番、地目、田、面積、880 m²です。
番号3、土地の所在地、興津字岡ノ前 3822 番、地目、田、面積、1,845 m²です。
全て設定は更新になります。期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第25号について事務局の説明が終わりました。
すべて、農地中間管理事業に関するものですので、担当委員の補足については配分計画案でいただきますので、この場では省略します。

議長 議案第25号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第25号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第25号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第26号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第26号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。
議案書は12ページ、添付資料は16ページからご覧ください。
別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。
件数につきましては窪川地域の1件です。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。
番号1、土地の所在地、興津字中新開 3140 番、地目、田、面積、925 m²。以下3筆あり、合計4筆で、面積4,112 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年10月31日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。説明は以上になります。

議長 議案第26号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。33番 橋本健太郎委員。

33番 番号1番については借受人から9月27日に確認してきました。借受人は認定農業者ではないですが、長年に渡り農業をされておりまして、年間150日以上農業をしております。また、周辺農地にも悪影響を与えないようにこまめに草刈りをしているようです。配分計画案のとおり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第26号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第26号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第26号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 報告第15号 「四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第15号 「四万十町農業委員会活動報告について」を報告いたします。
添付資料19ページからとなります。
ガイドライン変更に伴う最適化についての説明会が多く開かれました。
コロナ感染防止のためオンラインによる開催は気軽に参加できる利点がありますが、他市町村の方と顔を合わせての情報交換ができないなど、人との繋がりが薄くなってきたようにも思えます。
主な活動としまして、総会・役員会は毎月。9月の農業委員会だより発行に向けての広報委員会は、5月と7月の2回行われております。その他、6月21日に高知県農業会議総会、上期農業委員会会長・事務局長会議が高知市で行われまして、会長と私西田が出席をしております。
8月2日に高知農業委員会女性ネットワーク総会および研修会がオンラインで行われました。こちらは宮崎委員、梶原委員が参加されております。
同じく8月9日に農業者年金加入推進特別研修会がこちらもオンラインで行われまして、会長と宮崎委員、吉良委員、梶原委員、市川絢子委員、上野委員、合計6名の方が参加されております。

8月20日にはれんけいこうち市町村合同就農相談会が高知市で行われ、会長の方が出席されております。

4年度の後半に向けて一日も早くコロナが落ち着いて例年通りの活動ができることを願っております。以上です。

議長 報告15号について事務局の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 質疑が無いようですので、報告第15号「四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第10 その他の件について議題とします。
先ほど私が冒頭で言いました、台風14号の被害についての報告をしていただくようになります。興津、東又、仁井田、松葉川、街、立西、大正、十和という順番でお願い致します。まず興津からお願いします。

10番 興津地区は米の刈入れは終わってまして、被害はありません。ハウスの方は、部分的な破れが10件ほどありましたが、作物への被害はありません。以上です。

議長 続きまして、東又地区をお願いします。

9番 東又それから志和含めてハウスのビニールが破れる程度。それからピーマン、シシトウとそれから生姜もかなりこう揉まれたというような形ですね。水稻については、倒伏しておりますけれども、今起こしながらでも刈り取りが進んでいるところですよ。で、一週間ぐらい経ってから、塩害なんかが見受けられるような形です。台風のわりには被害がなかったように思います。以上です。

議長 続きまして、仁井田地区をお願いします。

29番 仁井田地区では、農作物ほとんど被害が見受けられませんでした。
肥培管理の悪い田んぼに、これはどうかなってというのが見受けられます。

議長 続きまして、松葉川地区をお願いします。

6番 松葉川地区ですが、今まで例のないような、大型の台風と言うことで散々脅されたわりには、雨は少なく強風がなかなか長い時間吹きました。それで生姜の後とか肥が効いているところ、それと自分の地元では長年支援センターが作っていて、毎年堆肥を入れたようなところが倒伏をしています。品種的には早いもので十和錦がだいぶ倒伏して、それと肥培管理が悪いにこまる、まだ青いようなにこまるが倒伏しました。ハウス関係はあんまり聞いてませんが、にこまるが、遅く植えたのが丁度の時期に当たったかなと思っています。そんな状況です。

議長 続きます、窪川街分としてお願いします。

2 番 窪川街分、郷分の全体として、全部は把握してないのですが、まず旧の窪川町全体でハウスはさっきもありましたが興津、志和、東又、松葉川を含めて 34 件がビニール等の破損があったと聞いております。自分が回ったところと言いますと大井野で 3 件。これはニラ農家 2 件、ユリ 1 件です。それから口神ノ川で 2 件、若井川で 3 件で両方ともニラだと思えます。

ハウスの被害については、風でビニールが破られたという状態でした。私のハウス結構丈夫なハウスなんですけれども、それでも吹き返しの南風が変わった時が風が強く、止め金が何個か外れているところを修理に上がったところ、中ほどもだいぶ外れており、ようよう上がって直した状態です。米ですが、全部を回ってないですけれども、自分の担当地域ではやはり昔からの十和錦、辻ノ川 1 号、ヒエリの香り米系は全部倒れています。台風が大型ということで、その前はかなり青刈りをした方もおりましたので、全体としては米全体の 2 割程度が倒伏している状態です。

それから里芋については、強風によりほぼ葉っぱがない状態になっていますが、あと 2 週間ぐらいしたら自ら茎を落とし始めて、その落としたことによって、土の中にある芋に栄養が蓄えられて大きくなるので、たぶんこれについては、被害は無しと考えてもらって結構だと思います。

それから路地のピーマン、路地のシントウですが、自分がまわって、見たところではほぼ壊滅的で、今シーズンはもう多分取れんと言うところばかりでした。以上です。

議長 大変詳しくありがとうございました。続きます立西地区をお願いします。

4 番 立西地区ですが、テレビではもう九州方面に 910hPa で近づくということで今までに大変心配をしておりましたが、思ったより被害が少なかったと思えます。水稻で 2、3 割がやや押されていると言うような感じで、生姜も最近ネットを張らない生姜作りが多くなっています。それで大丈夫かなと心配しておりましたが、見た目では、揉まれてはおるけど、そんな大した被害はないように思われます。

ハウスの被害は、僕らの地域ではあんまり聞いておりません。一部に剥がれている地域があるかもしれません。以上です。

議長 ありがとうございました。大正地域竹内さんが休まれています、事務局が聞いておるようですのでお願いします。

事務局 昨日、竹内職務代理からお話を伺いしまして、代理でご報告させていただきます。竹内委員の担当地域の方は、主には稲の倒伏があったということで、品種についてはほとんどが十和錦ということです。江師の方に一部にこまるがあって、倒伏があったみたいで近々、NOSAI の方が稲を見にきてくれるということで聞いています。

うことをおっしゃっておりました。被害状況としては、やはり稲の倒伏がほとんどであったということで、報告を受けております。以上です。

議長 ありがとうございますございました。続きまして十和地域お願いします。

13 番 十和地域の報告をさせていただきます。稲の方は、十和錦はほぼほぼべたがやりというところになります。台風の1週間ぐらい前からウンカがちょろちょろ始めまして、消毒された方もおりますが、やっぱり消毒した程度ではいかず、ウンカが付いた田んぼは、ほぼほぼ根本からひっくり返ると言う感じでございます。ヒノヒカリの方は傾いたぐらいで日和が続けばまた持ち上がってきてるような感じで、まだ半分ぐらいは稲刈り終わっておりませんが、今から天気次第で稲刈りが始まると思います。

生姜は、ネットから上の方は揉まれたりちぎれたり切れたりしていたのですが、大したことないのかなと思っておりましたが、日に日に黄色い葉っぱ等が目立ってきて、まだ掘り取りまで1ヶ月近くどうなるものか案じております。露地のシトウ、米ナス等は葉っぱがほぼちぎれて、吊り紐が切れたり、上を吊っている竹が折れたりして、今年は終わったのかなという方もいますし、もう一回花が咲んかなという方もおります。

あと、栗とか柚子はだいぶ栗のいがが落ち、青い玉が落ちて収量も半分もしくは1/3程度になるのではないかなと言う事のようにです。あと、農地とは関係ないですが、大道地域で停電がありまして、ここに水源地があります。300戸近くの水源地ということらしいですが、この水タンクの方が動かなくなってしまって節水の放送があったぐらいで案じておりましたが、役場が発電機持って行って電源復旧したということで水が止まることも水圧が下がることもなく、なんとかしのぎました。

大きい台風でございましたが、家屋の倒壊や床下浸水、人的被害がなかったのが、せめてもの救いだと思います。以上です。

議長 それぞれの地域のそれぞれの方に報告していただきました。誠にありがとうございます。

自分自身もこの台風で9時前ぐらいに停電になりまして、朝7時まで約11時間停電が続きました。ロウソクの火の中で一晩テレビも見れんし、なんにもすることができず一晩を過ごしました。途中でハウスが心配になって停電になったもんで、一応換気扇付けて発電機構えていたんですが、発電機の調子が悪く、5分おきに止まりハウスに2時間座りました。

だんだん風が弱ってきたんで朝方やめました。自分自身もそんな経験があります。範囲が広がったということで、長く雨風が続き、影響もある程度あったと言うけど、前回の大水害が起きたとか、そういった部分では比較的ましやなかったかなということ。稲刈り等まだ終わられてない方、倒れている稲を刈らないといけない大変な方もたくさんおられるかと思えます。稲刈り等頑張っていたかと思えます。

それでは、この件について他に報告したいことがある方はおりませんか。27番

市川正司委員。

27 番 松葉川のさっきの農業委員さんの対岸ですが、対岸は結構被害が多くて、十和の方も言っていたんですが栗、柿、9割方落下です。

水稻に至っては、うちの所はちょうど基盤整備一年目ということで、肥料計算を間違えた方が8割方倒伏。ひどい人は真っ青のまますべて倒れ復活不能。私のところへ、「すまん、フレールモアで借り飛ばしてくれるか」と言われるほどの被害も出ております。以上です。

議長 ありがとうございます。他に関連で。18番 梶原美智委員。

18 番 自分のところが、栗が結構やられまして根元から折れたのが3本。根はついてるんですけども、倒木がそれも3本ぐらいあって青いまま落ちたと言うのがありまして、本当に収入がほとんどない状態です。

また、自分ところの田んぼの近くに農道がありまして、そこに木があるんですけども、枯れ木が倒木して、猪の囲いを直撃されました。でも被害は自分の所だけで他はなかったんで良かったです。

自分の所の周りから担当の所は、稲が倒れたっていうのを聞いて、稲が倒れた程度でよかったねという話にはなってます。この前の土日ではほとんど刈り終わってます。以上です。

議長 他にはこの関連でご報告ある方はおりませんか。

よろしいでしょうか。それでは台風14号関連の報告はこれで終わります。続きまして、事務局でありませんか。

議長 なければその他の件については、終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会 9月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時00分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 1 番

署名委員 31 番
